

## 実 施 機 関

### ○ 府省等

- 1 内閣府（内閣官房、内閣法制局その他の法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（8及び9を除く。）を含み、2～7を除く。）
- 2 宮内庁
- 3 公正取引委員会
- 4 警察庁（都道府県警察を含む。）
- 5 金融庁
- 6 消費者庁
- 7 こども家庭庁
- 8 デジタル庁
- 9 復興庁
- 10 総務省
- 11 法務省
- 12 外務省
- 13 財務省（14を除く。）
- 14 国税庁
- 15 文部科学省（16を除く。）
- 16 文化庁
- 17 厚生労働省
- 18 農林水産省（19及び20を除く。）
- 19 林野庁
- 20 水産庁
- 21 経済産業省（22を除く。）
- 22 特許庁
- 23 国土交通省（24及び25を除く。）
- 24 気象庁
- 25 海上保安庁
- 26 環境省
- 27 防衛省
- 28 人事院
- 29 会計検査院

### ○ 行政執行法人等

- 1 独立行政法人国立公文書館
- 2 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
- 3 独立行政法人統計センター
- 4 独立行政法人造幣局
- 5 独立行政法人国立印刷局
- 6 独立行政法人農林水産消費安全技術センター
- 7 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 8 日本郵政株式会社